

登米市（登環廃）指令第34号
令和 7 年 4 月 1 日

一般廃棄物再生輸送業(再生活用業)指定証

住 所 宮城県仙台市青葉区大町二丁目10番14号
(事務所の所在地)
氏 名 株式会社 BWM
(名 称)
代表者氏名 代表取締役 齋藤 博

登米市長 熊谷 盛廣



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号(再生輸送業)及び第2条の3第2号(再生活用業)の指定を受けた者であることを証する。

1 指 定 番 号	第1号
2 事業所の所在地及び名称	登米市南方町実沢152-2 株式会社BWM 南方プラント 登米市豊里町笑沢153-4 株式会社BWM 豊里プラント
3 一 般 廃 棄 物 の 種 類	伐木、伐根、竹、刈草、萱、稲わら
4 排 出 事 業 所 名	申請のあった一般廃棄物の排出者
5 再 生 利 用 の 方 法	マルチング材や燃料チップ、堆肥原料等に再資源化
6 取 引 関 係	申請のあった取引業者
7 指 定 の 期 間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
8 指 示 事 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、公害防止に努めること